

令和3年度 入札制度の変更について
(令和3年4月9日)

廿日市市総務部契約課

廿日市市工事成績条件付一般競争入札の見直しについて

1 趣旨

工事成績条件付一般競争入札に参加しようとする建設業者に必要な平均工事成績評定点について、**令和3年4月及び5月は平成30年度及び令和元年度の平均工事成績評定点を適用し、対象工事の請負対象設計金額の上限を廃止**します。

2 改正内容

令和3年4月及び5月に公告する工事成績条件付一般競争入札に参加しようとする者に必要な平均工事成績評定点を、「前2年度間の平均工事成績評定点が78点」とあるのは「平成30年度及び令和元年度の平均工事成績評定点が77点」とします。

工事成績条件付一般競争入札の対象となる工事は、請負対象設計金額が4,000万円以上の工事とし、「1億円未満」の上限を廃止するものとします。

(令和3年4月及び5月も77点を継続)

- ① 参加しようとする入札と同じ工種（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事及び水道施設工事の場合にあっては、当該4工種全ての工種とする。以下同じ。）の廿日市市建設工事成績評定要領（平成20年告示第128号。以下「評定要領」という。）に基づく**平成30年度及び令和元年度**の平均工事成績評定点が**77点以上**であること。
- ② 参加しようとする入札と同じ工種の評定要領に基づく前年度の工事成績評定点到65点未満がないこと。

(令和3年4月から対象工事の請負対象設計金額の上限を廃止)

- ① 請負対象設計金額が4,000万円以上の工事とし、「**1億円未満**」の上限を**廃止**するものとする。

3 施行期日等

令和3年4月9日以降に公告する工事成績条件付一般競争入札から適用します。